

堺市・美原町合併協議会の調整内容
 専門部会名 健康・福祉専門部会

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	関係項目	保健・衛生関係（難病対策関係）
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
<p>名称： 難病患者等見舞金支給事業 対象者：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者、堺市小児慢性特定疾患治療研究事業対象者、大阪府指定疾患医療受給者、先天性血液凝固因子障害疾患、進行性筋萎縮症に罹患する者 内容： 難病患者等の療養生活を見舞う趣旨で、大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者に17,000円を、堺市小児慢性特定疾患治療研究事業対象者及び大阪府指定疾患等に罹患する者等に10,000円を支給している。</p>	<p>名称： 障害者（児）等給付金 対象者：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者 内容：大阪府特定疾患医療費援助事業の受給者証所持者に見舞金として8,000円を支給。ただし、特定疾患者が身体障害者手帳を有している場合は、見舞金と手帳の等級に応じた基準額とを比較して大きい方の金額を支給する。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（保健・衛生関係）	犬の登録・狂犬病予防注射に関する事	犬の登録、狂犬病予防注射に関する事	堺市制度で実施	但し、集合注射については、合併当初は美原町制度を存続する。鑑札・済票交付等の委託業務は関係団体と調整する。